

新型コロナウイルス感染症の給付請求について

新型コロナウイルス感染症が2類相当の指定感染症と定められている期間に陽性となった場合に給付請求できます。

①給付対象

新型コロナウイルス感染症の陽性者で、保健所の指導により入院、宿泊療養・自宅療養をした場合、不慮の事故入院扱いとなり、生命基本共済・団体生命共済・医療共済の給付対象となります（※下記給付例を参照）。

②給付対象期間

入院の場合は陽性診断日から退院日まで、宿泊療養・自宅療養の場合は陽性診断日から就業制限解除日までが給付対象期間となります。

③必要書類（HPからダウンロード可） 組合所属用 退職者グループ用

1. 給付請求書

2. 保健所発行の陽性診断日と就業制限解除日が記載された書類

※入院は「診断書」、宿泊療養は「宿泊療養証明書」で代用できますが、陽性診断日が記載されていない場合は、併せて保健所発行の書類もしくは「My HER-SYS」の療養証明書の提出が必要です。

※自宅療養で保健所発行の書類に解除日が記載されていない場合は、休業証明書（出勤簿・タイムカード等のコピー、無職・学生の場合は申立書）を併せて提出してください。

※自宅療養で保健所から書類が発行されない場合は、「My HER-SYS」の療養証明書と休業証明書を代わりに提出してください。

《給付例》



陽性診断日から解除日までが8日間で、生命基本共済に100口、団体生命共済に20口、医療共済に20口加入している場合

●生命基本共済100口×100円×8日間＝8万円

●団体生命共済20口×100円×8日間＝1万6千円

●医療共済20口×500円×8日間＝8万円

給付合計額：17万6千円

※給付請求の時効は事由発生日から3年ですので、ご注意ください。